

第 31 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 31 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和 5 年 4 月 27 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
日程第 7 議案第 4 号 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 7 名）

議長	藤原 重信君	2 番	今野八重子君
4 番	金野たか子君	5 番	古内 嘉博君
6 番	中村 亨 君	8 番	及川 建則君
9 番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 8 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	越喜来地域	鈴木 学 君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（1 名） 三陸町地区越喜来地域 鈴木 学推進委員

早退者（0 名）

欠席者（4 名） 1 番 細谷 知成委員
7 番 鈴木 力男委員

大船渡地区末崎地域 村上 優司 推進委員
大船渡地区末崎地域 尾形 キヨシ推進委員

事務局出席者

局長 小松 哲 君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第31回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨日は久々の雨に恵まれて、今朝起きてみましたら、作物にとっては恵みの雨だったのかなど、私の家のポットに蒔いたトマトも種から芽がでまして、そんな感じをもったところでもあります。これからは田や畑、いろんな作業が忙しくなりまして、それぞれ一生懸命働く機会が多くなると思いますが、健康に、あるいは安全管理に気を配りながらの、楽しみながらの仕事をとっているところでもあります。

それから先日は、2年5ヵ月ぶりで農業委員会の懇親会を開催できましたが、和やかな懇談の機会になりましたし、異動して他の部署に行かれた方、事務局に来られた方の職員の歓送迎会もあわせて開催することができました。良かったなど、そう思っております。ご協力に改めて御礼を申し上げたいと思います。

本日もどうぞ、慎重審議をお願い申し上げ挨拶に代えたいと思います。終わります。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は7名、推進委員は8名であります。欠席の通告のあった農業委員は、1番、細谷知成農業委員、7番、鈴木力男農業委員の2名であります。また、欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区末崎地域の村上優司推進委員、同じく末崎地域の尾形キヨシ推進委員の2名であります。それから遅刻の連絡をいただいております推進委員は、三陸町地区越喜来地域、鈴木学推進委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長からご報告をお願いいたします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに、先月開催の第30回総会以降の経過報告です。3月31日、令和4年度大船渡市退職職員辞令書交付式に藤原会長が出席しています。4月3日、令和5年度大船渡市職員辞令交付式に藤原会長が出席しています。4月14日、大船渡市農業委員会親交会「懇親会」を開催しています。4月20日、農業委員等募集及び農業労賃標準額について市広報で周知しています。4月26日、第48回大船渡地方農業振興協議会通常総会に藤原会長が出席しています。4月27日、第1回岩手県都市農業委員会会長会幹事会は、総会と重なったことから欠席しています。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。5月17日、一般社団法人岩手県農業会議農業委員会会長・事務局長研修会及び会議に藤原会長が出席予定です。5月22日、農業者年金について市広報で周知予定です。5月26日、大船渡市農業協同組合第57回通常総代会に藤原会長が出席予定です。次回の第32回の総会は5月29日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問

い合わせ願います。私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、2番、今野八重子農業委員、9番、熊谷玲子農業委員を指名いたします。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは、議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目は畑、現況地目は山林及び畑、面積は計2,527㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月22日であります。

議案書3ページをお開きください。番号2、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び山林、面積は計4,293㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月13日であります。

議案書4ページをお開きください。番号3、登記地目は畑及び宅地、現況地目は畑、宅地及び雑種地、面積は計3,584.7㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月23日であります。

議案書5ページをお開きください。番号4、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び山林、面積は計9,665㎡。届出人は既にお亡くなりになっておりまして、相続財産管理人である司法書士が代わりに届出を行っております。3月31日に届出を郵送し、4月3日に届出を受理したものであります。

議案書6ページをお開きください。番号5、登記地目は宅地、現況地目は畑、面積は19㎡。届出人は番号4と同じく相続財産管理人。権利を取得した事由は相続。3月31日に届

出を郵送し4月3日に受理したものであります。

次に番号6、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は計4,724㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月13日であります。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。はい、5番、古内委員。

○5番(古内嘉博君) すみません、ちょっと教えてほしいんですけども、5ページと6ページにあります、司法書士の方が財産管理人となっていますが、その手続きというか、そういう経緯というのはどういうふうになっているのでしょうか。亡くなくても相続を受けるといえるのでしょうか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 完全に詳しく私のほうでも把握しているわけではないんですけども、お亡くなりになった時点で相続すべきであった農地について相続の手続きが終わっていなかったと。他に相続する方がすぐに決まらない状態であるということで、一旦、相続を完了させてから、その土地及び財産について相続の権利がある人たちの間で協議がもたれるというふうに、相続のために協議をして持分であるとか配分額等を決定するものと考えております。相続の権利のある方々がどの範囲までの方々なのか、御親類の方に市内にお住まいの方がいらっしゃるということは聞いておるんですけども、相続にはあまり前向きではないような話も聞いたりはしておりますけれども、今のところは財産管理人がとりあえず預かって、今後の話し合いに応じて相続の配分を決めていくというふうに考えております。

○5番(古内嘉博君) 遺族の方が、この人を指名したということですか。

○事務局長(小松哲君) この相続の報告ですけれども、基本、相続登記をきちっとしたものを提出してもらっております。ですので、亡くなった方に登記をしてありますということでもあります。また、これで相続の話になりますけれども、それが決まったならば、この農地は誰々にいきますということは、また更に今後提出される可能性があるというような状況になっております。

○5番(古内嘉博君) はい、わかりました。

○議長(藤原重信君) よろしいでしょうか。

○5番(古内嘉博君) はい。

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、議案第1号、農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書7ページをお開きください。議案第1号、農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は291㎡。権利区分は賃貸借。転用の目的は工事に伴う仮設事務所、休憩室、仮設トイレなどの設置で、令和4年11月の総会において、本年3月末までの一時転用を許可と決定し

ておりましたが、工事の期間延長に伴い引き続き利用したいとして、本年4月30日までの期間延長を申し出たものであります。なお、本件は本来ならば3月の総会において審議すべきものでありますが、工期の延長が決定したのが3月10日以降と、3月の総会議案の締め切りを過ぎたタイミングであり、やむを得ず今月の議案となったところであり、申請が遅れたことについては、借受人より始末書が提出されております。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、大船渡地区日頃市地域、佐藤美智子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(佐藤美智子君) 推進委員の佐藤です。議案第1号について、ご報告いたします。地図は1ページになります。4月21日10時頃、現地を確認に行きました。現地にいた、工事主任の方に話を伺いました。工事の追加により期間内に終わらず、1ヵ月の延長依頼をしたそうです。今日で終わる予定と話されておりました。現地は資材、機材、工事事務所などは撤去されて更地になっていました。10時30分頃に所有者宅に訪問して話を伺いまして、1ヵ月延長してほしいと連絡があり、承諾したとのことでした。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページをお開きください。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は2,498㎡のうち1,193㎡。権利区分は賃貸借。転用の目的は工事における仮設事務所等の設置で、この土地は以前から、仮設事務所用地として使用していたものですが、今年度から昨年度末までと異なり、工事の発注元が国に変わり、工事内容も変更があるということで、新規に5条の一時転用を申請したものであります。なお、以前の工事における一時転用許可は本年3月末日までとなっておりましたが、引き続き賃借することを前提に農地への復旧は行なっておりませんでした。これに関しては借受人より始末書が提出され

ております。当該農地は第3種農地に該当するため農地転用に制約はなく、また、賃借料の負担が確実であることは、金融機関の残高証明書により確認しております。

次に番号2、登記地目、現況地目ともに畑、面積は249㎡。権利区分は贈与。転用目的は露天駐車場としての利用で、地図の対象の農地の東側に住む譲受人のお宅の駐車スペースが狭く、当該地を取得して自宅駐車場として利用したいとしております。当該土地は第2種農地に該当しますが、譲受人は自宅敷地に隣接する土地を希望していることから、他の土地での代用は不可能であり、当該土地は道路、居宅及び遊休農地に囲まれた土地で、他の農地に影響しないという一般基準を満たしているものと見込まれます。また、土地造成工事の資金が十分であることは、金融機関の残高証明書により確認しております。なお、対象農地は昨年11月の総会において、農用地区域からの除外について審議し、除外に同意している土地であります。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番については細谷知成農業委員が欠席ですので、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いいたします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。細谷農業委員さんからの代読をいたします。議案第2号の1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、4月25日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況ですが、本件の申請地は、令和3年の第7回総会で工事の現場事務所として、一時転用申請が許可され、その後、第13回総会、第19回総会で期間延長された土地になります。現況はプレハブの現場事務所が5棟あり、一部砂利で整地し車両駐車場となっていますが、転用前に植栽されていた高さ1mほどの苗木は駐車場部分に残されている状態で、前回の申請時と同じ状況です。周辺の状況ですが、東、西、南側は市道に隣接し、北側の残地部分は高さ1m程度の苗木が植栽されている農地となっています。申請に至った経緯ですが、担当の方に電話にて伺ったところ、前回、一時転用申請した工事は完了し、今回、新たに国発注の工事を請負ったため、その現場事務所及び車両駐車場として利用するため申請したもので、現地の利用状況はこれまでと変わらないとのことでした。前回、申請時に許可された土地と利用状況は変わらないため、周辺への影響はないものと考えられます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号2番について、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いいたします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第2号2番について調査報告いたします。この案件は、昨年11月の第26回総会の農振除外申請で異議なしとされた案件であります。譲受人の自宅は申請地の東側で、家の前の道路は道幅が少し狭く上り坂になっています。申請地は譲受人宅の敷地から西側に緩やかな斜面になっていて、高低差は約1mぐらいあると思われまゝ。4月23日午前11時過ぎに、申請地の確認をしました。その後、譲受人宅を訪問しましたが、不在だったため、当日の夜7時半頃、電話で話を聞きました。転用理由は議案書に書いてあるとおりでした。周辺農地への影響ですが、申請地の北側と西側は休耕畑で、草刈り管理されていまして。露天駐車場なので影響はないと思われまゝ。以上、調査報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号2番について、本委員会の意見を許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書9ページをお開きください。議案第3号、農地法の運用について第4(1)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

議案書10ページにお進み願います。地図は4ページ以降となります。なお、地図の最終ページに現況の写真を添付しておりますので、あわせてご覧ください。今回の審議する12筆、一括して説明させていただきます。台帳地目は畑、現況地目は山林及び雑種地、農振農用地区域外で面積は計16,719㎡。耕作状況は荒廃地化。東日本大震災で耕作機械がすべて流失した後、耕作者の高齢化に伴って耕作を放棄したこと、そこに至るまでの通行が難しく、40年以上前から耕作を放棄していること、そこに至るまでの通行が難しいことから、おおよそ50年ほど前から耕作を放棄したことが報告されております。現況は隣接する山林からの侵食が進み、山林または雑種地となっております。なお、当該土地は昨年度の農地パトロールの成果として、担当地区の農地利用最適化推進委員から非農地とすることが適

当と進言があったものです。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、当該地の現況について説明をお願いします。議案第3号について、三陸町地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。議案第3号、農地に該当するか否かの判断について報告いたします。非農地リスト1番、2番から12番まで向い側のほぼ同一地域に当たりますので、一括で報告いたします。当該地は写真でご覧のように、周囲の山林とまったく同化しており、各所有者の話では、それぞれ30年以上前から、こちらの状態であったということでもあります。雑木、杉等、灌木が生い茂り、どの場所も傾斜がきつく、このような状態では農地の復旧は困難であり、農地からの除外は適当であるものと判断してまいりました。以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号について本委員会において、全て「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において、全て「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第4号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書11ページをお開きください。議案第4号、第30回大船渡市農業委員会総会において議決された標記目標の設定等(案)を岩手県農業会議との間で協議し、その内容を加味した標記目標の設定等(案)を本委員会の会議に付し、議決を求めるものです。議案書12ページから令和5年度の最適化活動の目標(案)となっております。

12ページをお開きください。前回の総会において了承された内容と大体は同じなんですけれども、変わったところをご説明いたします。12ページの2、農家・農地等の概要のところ、1番右側の表ですね、認定農業者26人で基本構想水準到達者、ここを前回14としておりましたけれども、お亡くなりになられた方、それから基本構想から離脱された方がいらっしやいまして、再集計したところ10名ということで変更しております。それから、認定新規就農者につきましては、これに該当するということで1ということ、これは変更

なく記載しております。

13 ページにお進みください。変更になったところ、13 ページの一番下のところ、新規発生遊休農地の解消のところですね、解消目標面積なんですけれども、当初我々のほうでは3つ上の表、遊休農地の解消の現状及び課題で、うち緑区分の遊休農地面積3ha、この数字を、そのままここに入力しておりましたけれども、岩手県農業会議からの指摘で、ここは前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地の面積を書くこと、というふうな指摘がありまして、再度集計した結果、1.1ha と計算いたしましたので、端数を四捨五入して1ha というふうに記入させていただきました。

それから14ページにまいります。2番、最適化活動の活動目標のところ、(2)は活動強化月間の設定目標、前回の説明でも8月、10月、11月に農地集積、その他の強化月間を設けるということで、それぞれ1回というカウントで活動強化月間の設定回数1とさせていただいておりますけれども、農業会議の方から、ここはそうであれば3であるというふうに指摘をいただきましたので、ここを3と変更させていただきたいと思っております。

以上、変更点はそのようになります。議案を発送する時点で、まだ岩手県の農業会議からどこを修正すべきというような意見をいただいておりますので、見切発車のような形で議案を発送せざるを得なかったところはお詫び申し上げます。また、現段階においても岩手県農業会議のほうから、まだ完全に内容について詳細に検討しているわけではないと、ちょっと農業会議のほうの人員的な問題もありまして、なかなかそこまで手がつけられていないというふうなお話もありましたので、今後、再度ここをこう修正してほしいというふうにお願いすることがあるかもしれないというふうにお話を伺っております。その場合には事務局と会長の間で協議をさせていただいて、専決して変更することをご容赦いただければ幸いです。説明としては以上であります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。浅野推進委員。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 今の、ご説明の中での確認をさせていただきます。13 ページの一番下の(2)の②目標のイ、この数字が今3と書いてありますが、それが1になるということですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) ここを3として皆様にお送りしましたが、農業会議からの指摘で1になります。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 同じように14ページの2の(2)の活動強化月間の設定回数、これには1回で書いてありますが、これが3に変わるということですね。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) はい、3に変更したいということです。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) はい、わかりました。

○議長(藤原重信君) はい、9番、熊谷玲子委員。

○9番(熊谷玲子君) ちょっと教えてほしいんですけどもね、12ページの、この方、前

も、私も2、3年前に聞かれたことがあるんですけども、地元だと思うんですけども、この方たちも認定農業者ということですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 認定農業者には、まだ到達していないと、とりあえず新規の就農者として、今現在、農林課のほうで支援している対象としてカウントしている状況だというふうに伺っております。

○9番(熊谷玲子君) 今現在は、まだ農家としては活動していないということですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) いや、農業は始められているようですけれども、まだ認定農業者とするまで、認定農業者だと年間収益が350万とかというような基準がありますけれども、そこまでは至っていないというふうには聞いています。

○9番(熊谷玲子君) ちなみに、どこの場所でやる予定なんでしょう。というのは私、前、探してほしいというようなことを言われたものですからね、どこかハウスないかなとか、いろいろなことを探させられたりしたものですから、その後、何も出てこなかったんで、この方達の名前が、だから今こう見たら、同じ名前だなと思ってね、どうなったかなと思って確認の意味で今聞いたんです。

○事務局長(小松哲君) 農地を探したんですけども、結果、他のほうの農地を活用して農業をスタートしているような状況です。ままありますけれども、やはり通いながらも結構できるので、そちらのほうを確保したような状況になっています。

○9番(熊谷玲子君) わかりました。ありがとうございます。

○議長(藤原重信君) よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) それでは以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第4号について、本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号については本委員会において原案のとおり決定することといたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議された全ての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第31回総会を閉会いたします。

午後2時48分閉会